## (仮称) 創価学会滋賀メモリアルパーク環境影響評価実施計画書に対する知事意見

本事業に係る環境影響評価実施計画書に係る環境の保全の見地からの意見は、以下のとおりである。

#### (全般的事項)

- 1. 事業地およびその周辺には、多様な生物を育む樹林帯および湿地帯が存在することから、次の事項に十分留意した上で事業を実施すること。
  - (1) 事業地内の樹林帯および生物をできる限り保全し、周辺の自然環境との調和を図ったものとすること。
  - (2) 事業地内外における動植物の分布状況および生息環境について詳細な調査を実施し、 事業実施による影響を予測評価すること。
  - (3) 造成緑地に使用する植栽の植物種を明らかにすること。なお、使用する植物については、事業地内にあるものを積極的に活用すること。
  - (4) 事業地の外縁には樹林帯を設ける等して周囲からの眺望に配意すること。
- 2. 事業地内に存在する樹木の量を把握し、伐採樹木の発生量を予測評価するとともに、燃料や原材料のほか、法面の植栽に切り株を使用する等の様々な方法を検討し、できる限り再利用すること。

#### (事業計画)

- 3. 駐車場の整備計画について、周辺の道路における季節的な自動車交通量の変化、事業地への来場者が集中する日の想定、他の墓園での実績等を考慮し、その妥当性を検証すること。
- 4. 事業地内に設置する建築物、土木構造物等の詳細を明らかにすること。
- 5. 給水計画について、給水の全部または一部が地下水で賄えない場合の対応方法を明らかにし、それぞれの対応ごとに水収支を算定すること。
- 6. 場内から発生する生活排水等を処理する浄化槽について、人槽、処理目標水質および処理方式等 の仕様を明らかにすること。

浄化槽の仕様決定にあたっては、流入原水の負荷変動や厨房から発生する油分への対応について 留意すること。

また、浄化槽処理水の放流先である調整池についても、富栄養化により藻が異常繁茂しないよう、管理方法を検討しておくこと。

7. 工事中の雨水排水対策として設置される仮設沈砂池について、水理計算や沈降試験を行う等し、 その妥当性を検証した構造とすること。

## (対象事業が実施されるべき区域およびその周囲の概況)

8. 環境要素ごとにとりまとめられている「地域の自然特性全般に関する基礎的状況」について、引用データ、地域に適用される環境基準値、動物種に係る文献調査結果等が具体的に示されていない箇所があるため、参考とした具体的データ等を準備書に記載すること。

# (大気質・騒音・振動)

9. 施設供用時の大気質・騒音・振動の予測評価については、駐車場の整備計画の検証結果を十分反映したものとすること。

## (水象・水質)

- 10. 工事中の濁水による瀬田川への影響の予測評価については、下流に天ヶ瀬ダムがあることを踏まえた内容とすること。
- 11. 事業地南側に存在する溜池について、水質や生物に加え、利水状況に関する調査を行い、利水の観点を踏まえた総合的な予測評価を行うこと。

(地下水)

12. 森林伐採や土地の改変により地下水の状況に影響を与える可能性があるため、施設の存在・供用時のほか工事実施時についても予測評価すること。

#### (動物および植物)

- 13. 事業地周辺は、水生昆虫をはじめとする多様な生物の生息地であることから、動植物等の調査範囲を西側に拡大し、北側水路、曽東川および瀬田川の水域界までとすること。
- 14. 動物に係る現況調査計画について、重要種等の選定は、既存資料からのみならず、実際に生息しているものを確認した上で行うこと。

なお、調査にあたっては、対象とする生物に適した調査手法および調査地点を選定することが必要であるので留意すること。

15. 事業地内の北西側に存在する放置田は、多様な生物の生息地となっている可能性があるため、保全管理すること。

また、放置田における植物および動物の予測評価は、保全管理の方法を踏まえたものとすること。

## (景観)

16. 景観に係る調査地点およびその選定根拠を明らかにし、その予測評価結果を準備書に記載すること。

調査地点の選定にあたっては、主要地方道および遊歩道等、一般の者が広く利用する場所および事業地を見下ろすことのできる高所等からの眺望を予測評価する必要があるので、留意すること。

- 17. 事業地内に設置する管理棟等の建築物および擁壁等の土木構造物について、その色彩および明度を明らかにし、景観に係る予測評価の内容に追加すること。
- 18. 外灯の配置およびその使用方法を明らかにし、夜間に外灯を使用する場合は、景観に係る予測評価の内容に追加すること。

# (人と自然との触れ合いの活動の場)

19. 事業地内外には身近な自然素材が存在している可能性があり、また環境影響評価を実施する区域内に大津市の都市計画緑地である「曽東緑地」が含まれることから、「人と自然との触れ合いの活動の場」の環境要素についても調査および予測評価すること。

## (廃棄物)

20. 工事中に発生する伐採樹木および施設共用時に発生する一般廃棄物等、各廃棄物の種類別の発生量を予測評価し、処分方法ごとに準備書に記載すること。

### (温室効果ガス)

21. 温室効果ガスについては、樹木の伐採による二酸化炭素吸収量の減少についても予測評価すること。

### (文化財)

22. 事業地の周辺には、埋蔵文化財包蔵地(曽東遺跡)が存在するほか、埋蔵文化財の有無を確認するための分布調査が事業地内で十分に行われていないため、未周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性がある。

このため、埋蔵文化財の取り扱いについて、事前に大津市教育委員会文化財保護課と協議すること。